

運輸安全委員会ダイジェスト

JTSB (Japan Transport Safety Board) DIGESTS

第27号 (平成30 (2018) 年1月発行)

船舶事故分析集

内航貨物船・内航タンカーの機関故障関連事故等の分析

1. はじめに	1
2. 機関故障関連事故等の発生傾向	2
3. 事故等調査事例 (10事例)	4
4. まとめ	24

1. はじめに

運輸安全委員会が、平成20年10月の組織発足から平成29年3月末までに公表した船舶事故及び船舶インシデント^{※1}の調査報告書は、9,375件に上りますが、その約一割に当たる1,030件において、主機や補機等の機関室に置かれた機器の故障又は不具合(以下「機関故障」という。)が、火災や浸水、衝突等の船舶事故、あるいは運航不能等の船舶インシデントの発生に関与していたことが明らかとなっています。

今回の運輸安全委員会ダイジェストでは、この1,030件の船舶事故等を機関故障が関連して発生した事故等(以下「機関故障関連事故等^{※2}」という。)として整理し、機関故障関連事故等に関係した内航貨物船・内航タンカー^{※3}192隻^{※4}の状況を取りまとめるとともに、同種事故等の再発防止の教訓となる事故等の事例を紹介します。

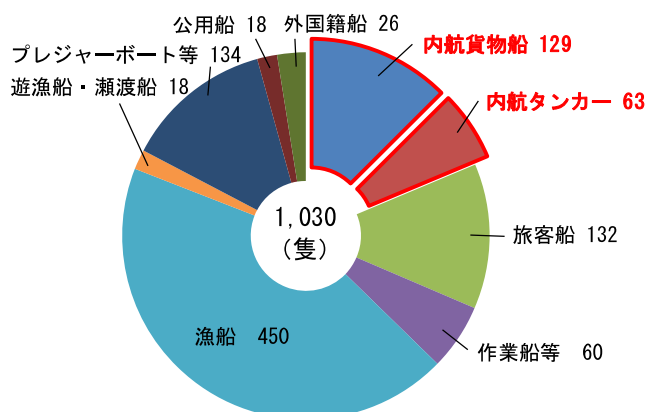
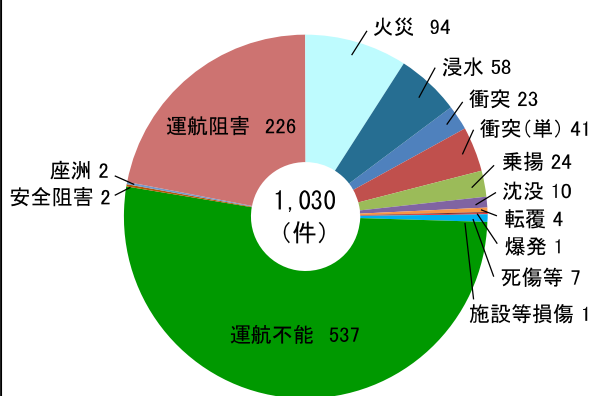


図1 機関故障関連事故等の事故等種類別の状況

図2 機関故障関連事故等の関係船舶の状況

※1 「船舶事故」とは、船舶の運用に関連した船舶等の損傷や人の死傷等を伴うものをいい、「船舶インシデント」とは、船舶事故の兆候をいい、今回のダイジェストで船舶事故と船舶インシデントを合わせて「事故等」といいます。
 ※2 今回のダイジェストの「機関故障関連事故等」では、次に例示する電気関係の故障及び不具合の事故等は除きます。
 ・逆転減速機の切替え電磁弁のコイルが焼損し、クラッチが故障して岸壁等に衝突
 ・電気配線の経年劣化による短絡等での火災事故等
 ※3 今回のダイジェストで「内航貨物船・内航タンカー」とは、積地及び揚地が共に本邦内にある航路に従事する総トン数20トン以上の貨物船(専用船含む)及びタンカーであり、引船、押船、はしけ等は含まれません。
 ※4 機関故障関連事故等1,030件中、二船間の衝突事故など複数の船舶が関与する事故等については、関係船舶のうち、機関故障等が事故の発生に関与したとされた船舶のみを計上しています。
 ※ 本ダイジェストの事例に使用した図表等は、報告書からの引用のほか、報告書の記載に基づき、本ダイジェストのために加工・作成したものがああります。